

標題

EU 船級管理規則第 10 条による船用機器等の相互承認制度について

# ClassNK

## テクニカル インフォメーション

No. TEC-0946

発行日 2013 年 3 月 29 日

各位

EU は、2009 年 6 月に発効した EU 船級管理規則第 10 条\* に基づき、EU の代行検査機関となっている 12 の船級協会(以下、EU RO\*\*)が発給する船用機器等の証明書を、適切と認められる場合には、EU RO 間で相互に認め合うこと、即ち、弊会が承認した船用機器等を他の EU RO の船級登録船へ搭載すること、又は、他の EU RO が承認した船用機器等を弊会の船級登録船へ搭載することを認める制度(以下、相互承認制度)の実施を求めています。

\* EU 船級管理規則第 10 条: REGULATION (EC) No 391/2009 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 April 2009 on common rules and standards for ship inspection and survey organizations Article 10

\*\* EU RO: ABS(米国)、BV(フランス)、CCS(中国)、DNV(ノルウェー)、GL(ドイツ)、KR(韓国)、LR(英国)、ClassNK(日本)、PRS(ポーランド)、RINA(イタリア)、RINAVE(ポルトガル)、RS(ロシア)

この要求に基づき、EU RO は、相互承認制度を段階的に運用することを決定し、船舶の安全への影響が比較的小さいと考えられる 11 品目を第 1 段階の対象品として、EU RO 共通の承認手順及び技術要件を策定しました。策定された技術要件は、各 EU RO の規則要件を全て含む内容となっており、最終化に際しては、対象品の製造者及び関連する業界の意見が反映されています。これらの承認手順及び技術要件に基づく相互承認制度は、2013 年 1 月 1 日から運用が開始されています。

この EU が要求する相互承認制度の適用が可能となる対象船及び対象機器等を次のとおりお知らせ致します。

### 1. 適用対象船等

- (1) EU 船級管理規則第 10 条では、相互承認制度の運用を要求しているものの、すべての船舶に相互承認品の使用を強制はしていません。即ち、この制度の運用にあたっては、旗国から特別に指示があった場合を除き、船舶に相互承認品を搭載したいと船主、造船所又は製造者等から希望があった場合に、その承認が有効であれば、受け入れることとなります。

なお、他の EU RO による相互承認品を弊社船級船へ搭載する場合は、弊社への申込みは必要ありません。

(次頁に続く)

### NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: [www.classnk.or.jp](http://www.classnk.or.jp))においてご覧いただけます。

- (2) EU 船級管理規則第 10 条では、相互承認制度を適用する対象船を EU 籍に限定していないため、EU RO に登録される EU 加盟国以外の船籍船であっても相互承認制度の適用対象となります。ただし、旗国から特別に指示があった場合は、それに従うことになります。なお、日本籍船においては、日本政府から相互承認制度を適用しないよう指示されているため、この制度は適用できません。

## 2. 適用対象機器

- (1) 相互承認制度は、EU RO 共通の承認手順及び技術要件に基づいた設計審査及び製造品質保証審査で構成されており、何れかの EU RO により相互承認のための形式承認証明書が発給された機器等のみに適用されます。
- (2) 第 1 段階の対象品は次のとおりです。
- (i) 遮断器
  - (ii) ヒューズ
  - (iii) 開閉器
  - (iv) 電磁接触器
  - (v) 低圧変圧器
  - (vi) 低圧電気器具用筐体及び箱
  - (vii) 電動機 (20kW 未満)
  - (viii) ディスプレイモニタ、ビデオモニタ
  - (ix) メカニカルジョイント
  - (x) レジンチョック
  - (xi) センサー

なお、弊会は、相互承認制度の実施に向けて、「EU 相互承認のための船用機器等の承認ガイドライン」を発行致しました。本ガイドラインは、EU RO が策定した承認手順及び技術要件を基に、対象品の製造者が、相互承認制度を適用する場合に必要な船用機器等の承認を弊社から取得するための手順及び第 1 段階の対象品に要求される技術要件を示したものです。

本ガイドラインは、次の URL からダウンロードしてご利用頂けます。

[https://www.classnk.or.jp/account/ja/Rules\\_Guidance/ssl/login\\_j.aspx](https://www.classnk.or.jp/account/ja/Rules_Guidance/ssl/login_j.aspx)

本ガイドラインに基づく船用機器等の承認は 2013 年 1 月 1 日からお申込み可能となっております。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 機関部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2022 / 2023

Fax: 03-5226-2024

E-mail: [mcd@classnk.or.jp](mailto:mcd@classnk.or.jp)